

# 令和4年第1回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和4年1月20日第1回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	佐々木	孝	二	3 番	小川	正	文
4 番	伊東	温	子	5 番	齋藤		聡
6 番	齋藤		進	7 番	森	鉄	也
8 番	渋谷	正	敏	9 番	佐藤	直	哉
10 番	宮崎	信	一	11 番	佐藤	治	一
12 番	佐々木	正	勝	13 番	佐々木	春	男
14 番	佐々木	敏	春	15 番	伊藤	竹	文
16 番	佐藤	文	昭	17 番	菊地		衛
18 番	佐藤		元				

1、本日の出席議員（17名）

2 番	佐々木	孝	二	3 番	小川	正	文
4 番	伊東	温	子	5 番	齋藤		聡
6 番	齋藤		進	7 番	森	鉄	也
8 番	渋谷	正	敏	9 番	佐藤	直	哉
10 番	宮崎	信	一	11 番	佐藤	治	一
12 番	佐々木	正	勝	13 番	佐々木	春	男
14 番	佐々木	敏	春	15 番	伊藤	竹	文
16 番	佐藤	文	昭	17 番	菊地		衛
18 番	佐藤		元				

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田 克 浩 次 長 須 田 益 巳  
班長兼副主幹 今 野 真 深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 川 雄 次 副 市 長 本 田 雅 之

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 喜 仁	市 民 福 祉 部 長	須 田 美 奈
農 林 水 産 部 長	村 上 司	建 設 部 長	阿 部 光 弥
商 工 観 光 部 長	齋 藤 和 幸	教 育 次 長	畠 山 真 姫 子
消 防 長	加 藤 十 二	会 計 管 理 者	須 田 徹
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔
商 工 政 策 課 長	竹 内 健	福 祉 課 長	佐々木 美 佳
子 育 て 支 援 課 長	齋 藤 和 也	農 林 水 産 課 長	佐 藤 孝 司

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和4年1月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）について
- 第4 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

午前10時01分 開 会

●議長（佐藤元君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和4年第1回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、2番佐々木孝二議員、4番伊東温子議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤竹文君） 改めまして、おはようございます。

去る1月13日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会について協議しておりますので、内容をご報告いたします。

本日の議案は、配付されておりますとおり、議案第1号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についての議案1件であります。

議案第1号については、議会全員協議会で説明を受けている事案であり、新型コロナウイルス感染症対策関連事業等に伴うもので、早期に対応する事案でもあります。

以上のことから、会期は本日1日限りとし、議案を委員会付託せずに、本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、通告なしでも受け付けることができるものといたします。

新型コロナウイルス感染症状況についてですが、由利本荘保健所管内において年明け早々感染者が発生するなど、秋田県内でも拡大傾向にあります。今回の臨時会でも、感染拡大防止策として、議案質疑についてもマスクを着用したままで演壇で行うことを議会運営委員会で決定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、議案第1号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についてを議題とします。朗読を省略し、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） おはようございます。

それでは私からは、本日の臨時議会に提出させていただいております議案の要旨についてご説明をさせていただきます。

議案は第1号であります。令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,123万8,000円を追加し、総額をそれぞれ169億5,268

万3,000円とするものであります。

補正予算の内容は、国の令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業のうち、住民税非課税世帯等に対する給付金事業に要する経費を新たに計上するほか、現在既に給付が決まっている子育て世帯への臨時特別給付金に関し、国において給付の対象外とされた世帯に対しても支援を拡大するための予算などを措置するものであります。

歳入では、国庫支出金に住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金2億6,001万3,000円を追加しております。

歳出では、総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業費に、福祉施設や飲食施設等の事業者などに除菌水と噴霧機器を配付する事業に要する経費692万5,000円を追加しております。

民生費では、新たに住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費を設け、当該給付金及び事務費を合わせて2億6,001万3,000円を計上するほか、子育て世帯等臨時特別支援事業費に収入要件により国の10万円給付の対象外となっていた子育て世帯に対し市として独自に同内容の支援を行うため、臨時特別給付金800万円を追加しております。

農林水産業費では、農業振興費に新型コロナウイルス感染症の影響により生じた米の需要減少による米価下落に対する緊急支援として、令和3年度の主食用米を作付販売した農業者に対し、次期作に向けた営農意欲の維持向上を図るため、種子購入代金の2分の1相当額を支援する稲作農家営農継続支援事業費補助金1,630万円を追加しております。

以上、議案の要旨について説明をさせていただきました。補足説明は担当の部課長が行いますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） これから担当部長の補足説明を行います。

議案第1号について、最初に商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 補正予算書6ページをお開き願います。

歳入でございます。

18款2項1目財政調整基金繰入金は、予算の歳入歳出の調整を図るため、3,122万5,000円を繰り入れするものです。

なお、これによる財政調整基金の残額は、25億4,283万2,000円です。

続いて歳出です。

7ページの上段、2款1項14目新型コロナウイルス感染症対策事業費692万5,000円の補正です。7節報償費から17節備品購入費まで、全て今回新たに実施しようとする感染予防対策強化事業、通称除菌水及び噴霧スプレー配付事業のための予算となります。

本日改めて「感染予防対策強化事業」と書かれたA4版の資料1枚を配付しておりますので、最初に資料をご覧ください。

なお、本資料で「除菌」と書かれた部分は、除ウイルスを含むものとしたしております。

まず本事業の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の再度の急拡大を憂慮し、市内において一定時間、人が滞在あるいは滞留する施設での感染を重点的に予防するために、除菌水及び除菌作業の効率向上を図るための噴霧用電動スプレーを、今回市が対象とする飲食施設等や福祉施設

設、公共施設に配付し、市内での感染の広がりやクラスター発生予防等の対策強化を図り、市民生活の安全性の向上を目的とするものです。

2番目の事業概要をご覧ください。

(1) 飲食施設等と書かれておりますが、希望する対象事業者に除菌水、電動スプレーを各1組ずつ無償配付いたします。対象事業者の詳しい内訳は(4)の表に記載しております。

(2) 保育、高齢者施設等並びに市営の公共施設についても、各1組ずつ配付いたします。

(3) 配付する製品ですが、除菌水は、秋田市に本社がある株式会社ローカルパワーが製造販売する弱酸性次亜塩素酸アイポッシュの計画であります。

なお、アイポッシュを製造する株式会社ローカルパワーは、昨年11月30日に、にかほ市が誘致企業認定を行っており、本製品もにかほ工場で製造されておりますので、地元製品の活用ということになります。

アイポッシュは、除菌液として広く流通している製品ですが、特に独自特許により保管期間1年以上という非常に優れた製品特性を有しております。また、配付後に各事業者が詰め替え用の液剤の購入が必要となった際に、地元の薬局で手配することができることなどから本製品を選定しております。併せて、電動スプレーについても同社仕様といたしております。

次に、(4) 配付対象者内訳ですが、表の1番目と2番目が民間事業者となります。1は、飲食施設、宿泊施設、理髪店、美容院、学習塾等、一定時間、人が滞在あるいは滞留する商業サービス施設を主要とする事業者を対象としております。2は、保育園や高齢者施設、障がい者施設を位置づけております。3の公共施設については、小中学校、公民館、図書館、各ミュージアム、入浴施設、学童保育施設等に1組ずつ配置を計画しております。

次に、3番目の申し込み配付期間ですが、こちらは上の表の1、飲食施設等について記載したものです。2月1日から2月末までの期間、各庁舎で申し込み受付、その場での引き換えの計画を進めることといたします。保育、高齢者施設等については、市役所の各担当部署で直接配付等をいたします。

それでは、予算書に戻りまして、7節報償費588万7,000円、これは資料の中ほどの表の民間事業者約300社へ無償配付する除菌水及び電動スプレー分となります。

10節需用費のうち消耗品費39万6,000円は、公共施設向けの除菌水分です。

印刷製本費15万9,000円は、各事業者への申し込み周知用の広報折り込みチラシ印刷分です。

11節役務費、通信運搬費3万7,000円は、事業者に対し、後ほどアンケート調査等を実施するための郵便費用となります。

17節備品購入費44万6,000円は、公共施設向けの電動スプレー分です。

歳出の内訳は以上ですが、財源として全額、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金を見込んでおります。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、市民福祉部関係について補足説明いたします。

予算書は7ページをご覧ください。

配付してありました資料につきましては、2ページをご覧ください。

3款1項9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい状況や困難に直面した方々に対して速やかに生活、暮らしの支援となるよう、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯を支援する新たな給付金として、臨時特別給付金を1世帯当たり10万円を支給するもので、補助率は10分の10となります。

支給の見込みとなる世帯は、住民税非課税世帯が2,550世帯、家計急変世帯を20世帯、合計2,570世帯を見込んでおります。

歳出です。

10節需用費は、事務用品代として消耗品費20万円、郵便用封筒等の印刷代として印刷製本費35万2,000円、11節役務費は、支給対象者に対する通知の郵送料及び口座振込手数料として、通信運搬費84万9,000円と手数料30万8,000円を、12節委託料は、臨時特別給付金のシステム構築委託料として126万5,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金2億5,700万円は、支給見込み世帯2,570世帯分を計上しております。

今後の手続きの流れとしましては、住民税非課税世帯については、対象となる世帯に対して確認書を郵送し、内容を確認していただいて同封の返信用封筒で返信いただく予定としております。家計急変世帯につきましては、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて住民税非課税世帯と同等の事情にあると認められる世帯となりますので、そちらの場合は申請が必要となります。そのために、この事業を広く市民へ周知するため、配付しております資料4ページ、5ページのリーフレット、こちらの方をにかほ市仕様加工しまして、2月15日号の広報に折り込んで全戸配付する予定でおります。

歳入についてです。

補正予算書の6ページをお願いします。

12款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金補助金2億6,001万3,000円は、補助率10分の10となっており、歳出と同額を見込んでおります。

続きまして、予算書は8ページです。

3款2項6目子育て世帯等臨時特別支援事業費です。18節負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金800万円についてです。さきの12月定例会で承認いただきました子育て世帯への臨時特別給付金先行給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を合わせて、児童1人当たり10万円の支給を開始しておりますが、両事業では児童手当制度の所得制限に当たる特例給付を受けている世帯については支給対象外となっております。このたび、支給対象外世帯への給付について、国から各自治体の判断で地方創生臨時交付金の活用が可能との判断が示されたことに伴い、子育て世帯を等しく支援する観点から、地方創生臨時交付金を活用して所得制限世帯についても児童1人当たり10万円を支給するもので、50世帯80人分を増額補正するものであります。

説明については以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（村上司君） それでは、私の方から農林水産部関連の補足説明をいたします。

初めに、補正予算書8ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金の稲作農家営農継続支援事業費補助金の1,630万円は、先ほど市長が説明したとおり、農業者に対し次期作に向けた営農意欲の維持向上を図るため、10アール当たり1,000円を、にかほ市農業再生協議会を通じて支援するものであります。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルスに係る地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

事業内容について説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。

算定根拠についてですが、交付対象作付面積は、令和3年度の実績値の1,618.3ヘクタールです。10アール当たりの水稻種子代は平均3.5キログラムの種もみが必要であり、金額換算しますと2,187円となります。この概ね2分の1相当額の1,000円の交付で1,618万3,000円と、再生協議会を通じて交付するため、その事務経費として11万7,000円を含めた1,630万円を計上しております。

交付対象者は、令和3年度に10アールを超える面積で主食用米を作付し、かつ販売した農業者とし、交付対象面積は、主食用米作付面積のうち10アールを超えた面積としております。

3の事務フローのとおり、JA等の認定方針作成者と契約する農業者については、JA等の認定方針作成者においてまとめて再生協議会に申請していただきます。それ以外の農業者に対しましては、再生協議会より稲作作付面積等を記載した申請書を送付しますので、個人より販売実績を証明する書類等を添付いただき、再生協議会に申請してもらうこととなります。提出された申請書を取りまとめて、再生協議会より市に一括交付申請を行い、申請時の逆のフローにより補助金の交付を行います。

説明資料の7ページに今後の事務スケジュールを掲載しております。

補助金の農業者個々への交付は、2月28日月曜日の一斉交付を予定しております。

以上で説明を終わります。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は演壇で行ってください。

それでは、議案第1号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。佐藤治一議員。

●11番（佐藤治一君） 私からは、補正予算書8ページ、6款1項3目農業振興費、負担金補助金及び交付金、稲作農家営農継続支援事業費補助金1,680万についてお伺いします。質問三つほどあります。

あ、失礼しました。訂正します。稲作農家支援、稲作農家営農継続支援事業費補助金1,630万についてであります。

1番、今回の支援については、J Aからの要望3項目を受けて、J A秋田しんせい、由利本荘市と三者協議の結果の本事業ということですが、協議内容はどのようなものだったのかお伺いします。

二つ目です。事業目的は、米価下落に対する営農意欲の向上、種子購入代金相当の支援とありますが、これまで同様の事例はあったのかお伺いします。

三番目です。令和3年度予算において、営農継続のための農業支援はこれ以上は考えられないのかお伺いします。また、地方創生臨時交付金を財源とする想定ではありますが、同交付金をほかの農業支援に活用することは考えられないか伺います。以上です。

●議長（佐藤元君） 農林水産部長。

●農林水産部長（村上司君） それでは、佐藤治一議員の質疑にお答えいたします。

まず一つ目ですけれども、協議内容はどのようなものであったかということですが、まずは、令和3年11月18日付けでJ A秋田しんせいから市及び議会に対しまして提出がありました要望書についてですが、要望の内容としては議員がおっしゃるとおり三つありまして、一つ目が米価下落を受けた管内農業者に対する、令和4年度の稲作継続支援として水稻種子代に対する2分の1助成であります。二つ目は、稲作以外での農業所得増大を目指すため、J Aの重点園芸品目に対する初期投資の軽減支援。これについて事業名は記載しておりませんが、県の農業夢プラン応援事業についてのかさ上げの要望と判断しております。三つ目は、市公有財産の農業振興に向けた有効活用と、活用する場合の賃借料等への支援であります。

それで、一つ目の種子代の2分の1助成については、同じJ A管内であります、同様の要望書の提出があった由利本荘市と協議を行っております。J Aに対しましては、その要旨、内容について確認した程度でございます。で、両市ともJ Aに対する要望に沿う形になるよう考え方のすり合わせを行い、対象者を令和3年度に10アールを超えて主食用米を作付販売を行った農家とすること。あとそれから、対象とする面積については、10アールを一斉に飯米相当分として差し引くこと。あと、交付単価は種子代の2分の1で、10アール当たり1,000円とすること。また、年度内の支給を行うため、農家個々からの申請とはしない。そうはせずに再生協議会を通じての支給とすることなど、両市一致するよう協議を行っております。

また、二つ目の重点品目へのかさ上げ要望ですが、こちらは特段協議は行っておりません。一応、由利本荘市の現状についての聞き取りや、J Aに対しての要望内容について問い合わせを行っております。

三つ目の公有施設の活用については、現状でJ Aから具体的に活用したい施設名が挙がっていないことから、特段協議は行っておりません。

続きまして、二つ目の同様の事業はあったかという質問でございますが、同様の事例についてですが、過去の米価下落、平成26年に前年比で60キログラム当たり3,000円下落したことがありましたが、この年は今年度同様、J A秋田しんせいで稲作収入緊急支援資金を設けて、市がその利子に対し2分の1助成を行っております。また、県でも稲作経営安定緊急対策資金を創設しておりますので、市ではその保証料の全額を助成しております。



米価については毎年上下するものですが、米価下落に対する営農意欲向上、種子購入代金相当の支援については、これまで同様の事例はなかったかと思っていますところでは。

続きまして、三つ目の、これ以上の農業支援、あるいは他の農業支援の活用は考えられないかということでございますけれども、農家の支援につきましては、同交付金の活用に限らず、要望に応じた種々の支援を実施しているところであります。地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続や収入に大きく影響を受けた方への支援や感染拡大防止等に活用するための交付金であります。市といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業などの米の需要が低迷し在庫過剰となったことが、令和3年産米の価格下落の大きな要因であると考えております。また、J A秋田しんせいからの要望は、米価下落に対する種子代の助成であり、J A秋田しんせいは管内稲作農家を代表するものと捉えておりますので、同じJ A管内であり、同様の要望書の提出があった由利本荘市と協議を行ったものでありまして、今回の支援につきましては、その要望の趣旨に十分お応えするものであると思っております。

繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染症により収入が大きく米価が下落したこと、J Aより収入が減少した稲作農家への支援要望があったことにより、今回の事業は稲作農家への支援として地方創生臨時交付金を活用しております。したがって、稲作農家以外の方につきましては、現段階では地方創生臨時交付金の活用による支援については考えておりません。以上になります。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） 除菌水・噴霧用電動スプレー配付事業について、少々、3点ほどお伺いいたします。

1点目が配付先についてです。民間事業者の飲食店施設、保育、高齢者施設とありますが、これは例えば民間、飲食店さんが一事業者さんが2店舗運営してても、別個でですね、これは2店舗分交付されるのか。また高齢者施設等もそうですが。その点が1件。

それからもう一つですが、3番の公共施設ですか、これに関連するかどうかと思うんですが、各自治会施設、自治会館ですね、等についての配付がないのは、これはどうしてなのか。各老人クラブ等で利用していることが多いと思うんですが、高齢者の方々に対して配慮がされているのかどうかというのがまずこれ大きい、配付に関しての大きな1点です。

それから次、除菌水に関してです。ローカルパワー製の除菌水、次亜塩素酸水ですが、これは、次亜塩素酸水に関しては除菌効果が、普通で言うと30分以上、噴霧してから30分放置して、それで除菌効果が得られるということですが、先ほど除ウイルスということで、ウイルス除去されるということですが、これは性能についてはこれまでどおりの弱酸性の次亜水っていう考え方でよろしいのかどうか。

それから、配付される5リットル、20リットルに関連して、なくなった場合は市内の医薬品店で購入できるということですが、販売価格は大体、例えば5リットルで幾らとか20リットルで幾らとかってことが分かるようでしたら教えていただきたいのと、それからもう一つ、この次亜水に関しては、ローカルパワー社製の次亜水しか使用できないのか。代用の次亜水っていうのは使用で

きるのかどうか。この点について2点目お伺いしたいと思います。

あとは——その点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、齋藤聡議員のご質問にお答えいたします。

まず配付先で一つの事業者が複数の事業所、施設を有する場合がございますが、この制度については、複数の施設を所有していた場合であっても原則1組ずつというように考えております。

それから、自治会館への配付についてですが、まず自治会館自体はいわゆる市役所の施設ではありませんので、まず公共施設には当てはまらないものと考えております。また、我々の方では、まず一番最初に優先すべきところ、これはやはり、特に飲食店等含めて不特定多数の方が出入りがある施設ということで、自治会館の場合ですと、例えば不要不急の事業はまずお休みいただくということも、まずそういったことが先決ではないかなとこう考えられますので、まず最優先すべきものという考え方に沿ったものでございます。

それから、二つ目のご質問ですが、除菌水についてですけども、これまでどおりのアイポッシュの性能といいますか、200 p p mの濃度を有しております、これは専門機関の方でも坑ウイルス、これは薬品でないので効果があるという表現ではないんですけども、有効、まあ有効といいますか、であるということが確認されておりますので、この液剤で新型コロナウイルスに関しても十分適応可能と考えております。200 p p mの次亜塩素酸水でございます。

それから、販売の価格に関連してですけども、5リットルのものも20リットルのものも、いわゆる業務用のような扱いになりますので、市内の例えば調剤薬局さんなんかにはボトルで小さいものは置いてるんですけども、この業務用というものを常時置いているところというのはございません。それでメーカーの方に確認いたしましたら、市内のアイポッシュを販売している薬局さんから取り寄せていただけてくださいと、市内でなくてもいいんですけど、できれば市内の薬局さんから取り寄せていただけてくださいということでございます。結構、十ぐらいの薬局さんでアイポッシュ取り扱っているようでございます。

販売価格、定価ですけども、5リットルのやつが7,200円、20リットルが1万3,200円でございます。

それと電動スプレーに関しまして、アイポッシュ以外の薬剤を入れても大丈夫かというご質問に近いかなと思われまうんですけども、電動スプレーの説明書に従って、まずご使用いただくということが基本になるかなと思います。で、その取扱説明書の中には、アイポッシュまたは水道水以外のものをお使いにならないでくださいというような記載があります。例えば極端なお話ですけども、エタノールのようなものを入れて散布して、体、目に入ったとかそういった危険があつては大変だということをおっしゃっておりました。その点ご理解願ひしたいと思います。

漏らしたことは——以上でございます。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。4番。

●4番（伊東温子君） 3款1項9目についての質問です。説明書によると、この前の——

●議長（佐藤元君） 伊東議員、マイクに近づいて。

●4番（伊東温子君） 3款1項9目についての質問です。この間の説明によりますと、それから説明書によりますと、説明書2ページなんですけども、支給対象となる世帯ということで、①の下の方に住民税が課税されてる方の扶養親族のみの世帯は対象外ですとあります。例えば別居している扶養親族、これがコロナ禍によって非常に影響を受けたと。そういう、例えば例で言うと虐待などで一緒に住めないということで、まず別居していると。そういった人たちに対する考慮っていうんですか、そういうものは、にかほ市はあるのでしょうか。ほかの自治体では、こういう取り組みもされてるようではありますけれども、家計急変世帯の中にこれが入るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） ただいまのご質問は、家計急変世帯としてDVに係る世帯が対象になるかどうかというご質問でよろしかったでしょうか。その世帯自体が該当になるのであれば、DVに限らず対象となるとは思いますが、ちょっと国の方でDVに関しての対象世帯についてということもQ&Aにございますので、こちらの方に従って、個々の事案については検討したいと思いますが、こちらの方で把握している住民税非課税っていうのは税情報の形では把握できるんですけれども、個々の方に関しては、やはり相談していただかないと分からないということもあります。そのためにチラシとして全戸配付を考えておりますので、ご自分が該当になるのではないかなというようなことがありましたらぜひ相談していただいて、対象になるかならないか、そこで判断したいと思います。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。

これで議案第1号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第1号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第14号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第1号についての討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。  
これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。  
令和4年第1回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前10時51分 閉 会

---